

○函館工業高等専門学校内部組織等規程

平成7年10月20日

函高専達第11号

函館工業高等専門学校内部組織等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校学則(昭和37年4月1日制定。以下「学則」という。)第11条の規定に基づき、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)における内部組織(事務部組織を除く。)等に関する事項を定め、もって校務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において教員とは、次の各号のいずれかに該当する教員をいう。

- 一 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則(平成16年4月1日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第6号)第3条第二号に規定する教授、准教授、講師(常時勤務する者に限る。)、助教及び助手
- 二 独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用教職員就業規則(平成23年3月30日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第102号)第2条第2項第五号に規定する特命教授、特命准教授及び特命助教
- 三 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員再雇用規則(平成16年4月1日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第24号)第2条に規定するフルタイム勤務教職員として再雇用される教員で、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員再雇用規則実施要項(平成18年10月10日理事長裁定)に規定する特任教授、特任准教授及び特任助教

(教員組織)

第3条 本校に学則第7条に定める学科並びに一般系を置き、教員はいずれかの組織に属するものとする。

(副校長)

第4条 本校に副校長を置く。

- 2 副校長は、教授のうちから校長が任命する。
- 3 副校長は、校長の命により校長の職務を補佐し、校長が不在のときは、副校長のうちからあらかじめ校長が指名した者が、その職務を代行する。

(校長特別補佐)

第5条 本校に校長特別補佐を置くことができる。

- 2 校長特別補佐は、教授又は准教授のうちから校長が任命する。
- 3 校長特別補佐は、校長の命により校長の職務を補佐するとともに、校長が定めた特定の事項を担当する他、校長の諮問に応じて検討・分析・提言を行う。

(主事及び主事補)

第6条 教務主事は教授のうちから、学生主事及び寮務主事は教授又は准教授のうちから校長が国立高等専門学校機構理事長に推薦し、理事長が任命する。

- 2 教務主事、学生主事及び寮務主事の任期は2年とする。ただし、当該主事に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 教務主事、学生主事及び寮務主事の職務を補佐するため、教務主事補、学生主事補及び寮務主事補(以下「主事補」という。)を置く。
- 4 主事補は、教授又は准教授のうちから校長が任命する。
- 5 主事補の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、当該主事補に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専攻科長)

第7条 本校専攻科に、専攻科長を置く。

- 2 専攻科長は、専攻科の授業を担当する教授又は准教授のうちから校長が任命する。
- 3 専攻科長は、校長の命を受け、専攻科に関することを掌理する。
- 4 専攻科長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、専攻科長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専攻長)

第8条 本校専攻科の各専攻に、専攻長を置く。

- 2 専攻長は、専攻科の授業を担当する教授又は准教授のうちから校長が任命する。
- 3 専攻長は、校長の命を受け、当該専攻の運営及び連絡調整に当たる。
- 4 専攻長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(学科長及び系長)

第9条 本校の各学科に学科長を置き、各系に系長を置く。

- 2 学科長及び系長は、当該学科及び系の教授又は准教授のうちから校長が任命する。
- 3 学科長及び系長は、校長の命を受け、当該学科又は系の運営及び連絡調整に当たる。
- 4 学科長及び系長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(コース長)

第9条の2 本校の各学科のうち、学則第7条第2項第一号に規定する生産システム工学科の各コースにコース長を置く。

- 2 コース長は、当該コースの教授又は准教授のうちから校長が任命する。
- 3 コース長は、学科長の命を受け、当該コースの運営及び連絡調整にあたる。
- 4 コース長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学年主任)

第10条 本校の各学年に学年主任を置くことができる。

- 2 学年主任は、教員(助手を除く。)のうちから校長が任命する。
- 3 学年主任は、当該学年の運営に関し、必要に応じて主事及び学級担任等との連絡調整に当たる。

(学級担任)

第11条 本校の各学級に学級担任を置く。

- 2 学級担任は、教員(助手を除く。)のうちから校長が任命する。
- 3 学級担任は、学科長及び系長との連携のもと、当該学級の運営及び学生の指導に当たる。
- 4 学級担任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、学級担任に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 学級担任の職務を補佐するため副担任を置くことができる。

(図書館)

第12条 本校に図書館を置き、図書館長を置く。

- 2 図書館の業務及び運営に関すること並びに図書館長に関しては、別に定める。

(センター)

第13条 本校に次のセンター等を置き、各センター等にそれぞれセンター長を置く。

- 一 グローバルセンター
- 二 地域共同テクノセンター
- 三 キャリアセンター
- 四 学術情報教育センター
- 五 総合学生支援センター
- 六 ドローン研究センター

- 2 センター等の業務及び運営に関すること並びにセンター長等に関しては、別に定める。

(室)

第14条 本校に次の室を置き、各室にそれぞれ室長を置く。

- 一 総務企画室
- 二 研究企画室
- 三 教育企画室
- 四 ハラスメント防止等対策室
- 五 男女共同参画推進室
- 六 教育開発推進室

2 室の業務及び運営に関する事並びに室長に関しては、別に定める。

第14条の2 本校に、危機管理室を置き、危機管理室長を置く。

2 危機管理室の業務及び運営に関する事並びに危機管理室長に関しては、別に定める。

(技術教育支援センター)

第15条 本校に技術教育支援センターを置き、技術教育支援センター長を置く。

2 技術教育支援センターの業務及び運営に関する事並びに技術教育支援センター長に関しては、別に定める。

(会議)

第16条 本校に次の会議を置く。

- 一 執行会議
- 二 運営会議
- 三 教員会議

2 会議の組織及び運営については、別に定める。

(委員会)

第17条 本校に次の委員会を置く。

- 一 情報セキュリティ管理委員会
- 二 点検評価委員会
- 三 安全衛生委員会
- 四 広報委員会
- 五 教育研究支援基金運営委員会
- 六 知的財産委員会
- 七 生命倫理審査委員会
- 八 情報セキュリティ推進委員会
- 九 教務委員会

十 学生委員会

十一 寮務委員会

十二 専攻科委員会

2 委員会の組織及び運営については、別に定める。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、本校の内部組織等については、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月14日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この規程第19条の規定にかかわらず、第19条に定める学科主任のほか、機械工学科、電気電子工学科、情報工学科、物質工学科及び環境都市工学科(以下「旧学科」という。)に学科主任を置き、当該旧学科の教授又は准教授のうちから校長が任命する。
- 3 前項の規定により旧学科に学科主任を置く期間は、当該旧学科に所属する学生が在学しなくなるまでとする。

附 則

この規程は、平成25年10月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月18日から施行する。

附 則(平成28年3月29日函高専達第36号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程第9条の規定にかかわらず、第9条に定める学科長及び系長のほか、機械工学科、電気電子工学科、情報工学科、物質工学科及び環境都市工学科(以下「旧学科」という。)に学科長を置き、当該旧学科の教授又は准教授のうちから校長が任命する。
- 3 前項の規定により旧学科に学科長を置く期間は、当該旧学科に所属する学生が在学しなくなるまでとする。

附 則(平成28年4月11日函高専達第4号)

この規程は、平成28年4月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第4号)

この規程は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月11日函高専達第25号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月14日函高専達第9号，令和3年3月25日函高専達第12号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月22日函高専達第6号)

この規程は、令和4年1月1日から施行する。